

委員会の活動評価について

今期（令和3年5月～）

1 チェックシートによる評価

令和4年

4月18日（月）常任委員会（総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院）
（戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、教育警察）、特別委員会（差別解消を目指す条例検討調査）
4月18日（月）予算決算常任委員会理事会

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。
- (3) 前述議論とチェックシートによる評価結果を踏まえて、正副委員長が「委員会活動評価総括表」を作成する。

2 委員長会議での報告及び確認

5月12日（木）委員長会議（予定）

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、1年間の委員会等活動の評価を報告するとともに、委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※委員長会議開催後に常任委員会等を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

3 代表者会議への報告

5月18日（水）代表者会議（予定）

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

次期（令和4年5月～）

4 次期委員会への引継ぎ

5月19日（木）委員長会議（予定）

議長から、次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに、前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員(理事)の皆さんで自己評価(5段階評価)を行ってください。(但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「-」をつけてください。)

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 (該当なし「-」)</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か(「-」とするか否か)を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名（ 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 ）

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」の策定並びに「みえ県民カピジョン」及び「みえ県民カピジョン・行動計画」の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

防災県土整備企業常任委員会 活動実績書（案） （令和3年5月～令和4年5月）

令和4年4月18日現在

1 所管調査事項

- ・危機管理及び防災対策の推進について ・都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- ・公共土木施設の整備・維持管理について ・公営企業（病院事業を除く。）の運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る危機管理について
- (2) 防災・減災対策について（※防災対策部関係及び県土整備部の「『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』5年後の達成目標」を含む。）
- (3) 建設産業の活性化について
- (4) RDF焼却・発電事業の総括について

3 活動計画表

重点調査項目	令和3年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る危機管理について (2) 防災・減災対策について（※） (3) 建設産業の活性化について (4) RDF焼却・発電事業の総括について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 (6/21, 23) 予決分科会 補正予算等 (6/23)	県内調査 (7/30)	県内調査 (8/4)		常任委員会 所管事項の 調査等 (10/21, 25) 予決分科会 所管事項の 調査、 議案の審査 等 (10/21)	予決分科会 令和2年度歳入 歳出決算、所管 事項の調査 (11/11) 予決分科会 補正予算、議案 の審査（11/26）	予決分科会 令和4年度当初予 算編成に向けての 基本的な考え方 (12/1) 常任委員会 議案の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 議案の審査、所管 事項の調査等 (12/16, 20)	予決分科会 補正予算の 審査（1/18） 県外調査 (1/26～28） 中止		常任委員会 議案の審 査、所管事 項の調査等 予決分科会 当初予算、 補正予算等 (3/14, 16)	常任委員会 委員会活動 の 評 価 (4/18)	
執行部の主な予定		令和3年版成 果レポート (案)					企業会計決算 一般会計・特別 会計決算 令和4年度行政 展開方針（暫定 版） 当初予算編成に 向けての基本的 な考え方	当初予算要求状況		当初予算案 「強じんな 美し国ビジ ョンみえ（仮 称）」（概要 案）、「みえ 元気プラン （仮称）」 （概要案）	令和4年度 行政展開方 針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月30日（金）（日帰り） 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による県土整備部の令和3年度施工箇所（紀北町、紀宝町）、紀伊半島大水害から10年の復興の歩みと、今後の課題、全国の自治体に先駆けて導入したタイムラインの取組（紀宝町役場）について調査を行った。
- 8月4日（水）（日帰り） 平成30年度みえの防災大賞、令和元年度第24回防災まちづくり大賞受賞の取組（南伊勢高校南勢校舎）、国道23号中勢バイパスの施工状況と意義（鈴鹿市内）、正確な情報に基づく適切な避難行動（津地方気象台）について調査を行った。

(2) 県外調査

- 令和4年1月26日（水）～28日（金）（2泊3日） 東北方面と関東方面にて、防災・減災対策、インフラDX等について調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止した。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 令和3年版「成果レポート」 1
(R3.10.6 全員協議会資料抜粋)

- 2 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び
「みえ元気プラン（仮称）概要案」 3
(R4.3.31 全員協議会資料抜粋)

- 3 参考人制度等の活用 (該当なし)

- 4 請願への対応 (該当なし)

- 5 各定例会月会議における委員長報告一覧 4

「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【防災県土整備企業常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
111	災害から地域を守る自助・共助の推進	防災対策部	<p>社会福祉施設で実効性のある避難対策を進めるため、適切な避難実施に向けて調査し、モデルケースを構築するとあるが、調査の結果、施設そのものが危険箇所にあることが課題として明らかになった場合、県土整備部や子ども・福祉部と連携して取り組まれない。</p>	<p>「風水害避難対策強化事業」においては6月28日に県土整備部と連携して本事業の「キックオフ講演会」を開催し、災害危険区域にある社会福祉施設に対して施設の避難対策の現状や課題等の共有を図りました。</p> <p>今後も、関係する部局や市町、団体と連携し、実効性の高い避難確保計画の策定等の取組について、県内の施設への展開を図り、社会福祉施設における防災対策のレベルアップに取り組めます。</p>
			<p>避難所について、ため池や土砂災害警戒区域の関係の調査結果などを受け、避難所の場所そのもの見直しが必要な場合もあるので、市町の取組を支援しているのであれば、どこかに記述されたい。</p>	<p>県では、避難所の指定について市町から報告をいただくとともに、国と情報共有しています。市町等防災対策会議の場や日常的なやり取りを通じて、指定避難所や緊急避難場所等について議論しています。また、現状調査等も行っており、その結果も踏まえて、地域減災力強化推進補助金も使いながら、課題解決に向けた市町の取組を支援していきます。</p>
112	防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部	<p>避難所においては、より多くの人バリアフリーが担保されていることが重要であるが、学校施設の長寿命化計画の策定後に改正バリアフリー法が施行されたことから、トイレの洋式化など校舎の改修にあたっては法改正を踏まえて取り組まれない。</p>	<p>県立学校については、「三重県立学校施設長寿命化計画」の第1期（令和2年度～令和5年度）実施計画において、老朽化改修やトイレの洋式化を進めています。また、バリアフリー化対策として、多機能トイレの整備も計画的に進めており、令和4年度にはすべての県立学校への整備が完了する予定です。今後もバリアフリー法の改正や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例等に基づいた整備を進めていきます。</p> <p>公立小中学校については、文部科学省は各学校設置者にバリアフリー化の緊急かつ集中的な整備の加速を要請するとともに、令和3年度から、バリアフリー化工事にかかる補助割合を1/3から1/2に引き上げています。県としても、各設置者のバリアフリー化の取組が加速されるよう、会議や市町訪問等のさまざまな機会を捉え、情報提供や助言を行っていきます。</p>

施策番号	施策名	担当当局名	委員会意見	回答
113	災害に強い県土づくり	県土整備部	土砂災害警戒区域の中にある要配慮者利用施設、避難所の保全施設数について、保全がされていない施設が未だ多く存在するので、ハード整備等を通じて、一刻も早く残りの施設の保全に努められたい。	砂防事業において、土砂災害警戒区域の中にある保全すべき施設が全部で843施設あり、そのうち、砂防ダムや擁壁などのハード整備によって守られた施設が現在304施設となっています。今年度も順次対策を実施することで、新たに3施設が守られ、目標の307施設が達成できるように進めています。さらに国土強靱化予算を活用し、少しでも前倒して進めるよう取り組んでいきます。
			国が実施する雲出川中流域の整備に関して、雲出川の安全を守るために、農地を遊水地にする方針がある。 しかし、対象地域の中央に県の緊急輸送道路である県道松阪久居線が通っており、現状においても多少の雨により通行止めになる道路であることから、遊水地指定されれば、更に通行不能となる可能性が高まる。 そこで、当該道路の高架化等も必要と考えることから、国と十分協議のうえ、県の緊急輸送道路として、しっかりと対応等に努められたい。	国に対して、緊急輸送道路が水没するような事態はあってはならないことであると強く申し入れを行っています。 現在の緊急輸送道路をどの程度かさ上げするかということに加え、国の河川事業として行うのか、県の道路事業で行うのか、あるいはその両方で行うかという役割分担についても、国と調整し対策を進めていきます。
353	安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部	住宅確保要配慮者向け民間住宅の確保については、セーフティネット住宅などの登録の促進が必要と考えるので県において積極的に取り組まれたい。	住宅確保要配慮者への居住支援として、県と市町、不動産関係団体、社会福祉協議会などの居住支援団体と連携して、三重県居住支援連絡会を立ち上げています。 この連絡会で、要配慮者向けの住宅相談会や、居住支援フォーラムの開催、要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進を進めており、現在409戸（8月末時点）の登録となっています。今年度は、大手不動産業者の物件について順次登録されることから、登録住宅数の大幅な増加が見込まれています。 また、市町の福祉部局とも連携して、関係団体とともに、各市町に居住支援協議会を立ち上げていただくような働きかけ等も行っています。
			災害対策・まちづくりとして防災減災センターにおいて実施している市町職員向け研修については、市町が事前復興計画を策定していくうえで、重要な研修と考えており、県土整備部としても積極的に関与されたい。	事前復興準備に関する研修は、平成30年度から都市政策課と防災対策部防災企画・地域支援課の協働で行っています。 令和2年度は、8市町が参加し、演習形式やワークショップ形式で復興まちづくりの体制や手順について検討を行いました。 今年度は、より多くの市町が参加出来るよう、開催方法や開催場所を検討し進めていきます。

**「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)概要案」及び
「みえ元気プラン(仮称)概要案」に対する意見**

防災県土整備企業常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見
1-1	災害対応力の充実・強化	防災対策部	実際に南海トラフ地震などの災害が発生した際に役に立ち、自分の命を守ることに繋がるよう、消防団については、実践的な経験を積み、発災時には現場での確かな活動ができるよう、取り組まれない。
			ビジョンに国際情勢、安全保障について書かれているので、プランにおいても県民の命を守る視点で国民保護について記述されたい。
1-2	地域防災力の向上	防災対策部	避難所運営マニュアル策定指針に示された女性目線での避難所運営が実質的に行われているか、検証し続けるとともに、市町との連携の中においてもその点を強く推進されたい。

施策・行政運営の取組以外(「基本理念」、「政策展開の基本方向」など)に関する意見

○新たな県のビジョンとプランであるにもかかわらず、国民保護や観光防災などの、知事が注力する取組についての視点が抜けているので、記述されたい。

各定例月会議における委員長報告一覧

6月定例月会議

「県土整備部所管の『鈴鹿青少年の森』と教育委員会所管の『鈴鹿青少年センター』の両施設を令和4年3月から約19年間にわたって一体運営管理する事業者の選定について」

(6/30 常任委員会委員長報告)

この事業者の選定にあたっては、各専門分野の学識経験者等で構成する選定委員会が設置されますが、今回は青少年センターにおける施設整備と運営管理の事業費割合が、青少年の森公園の事業費割合に比べ高いことなどから、教育委員会の附属機関として設置されます。

そこで、県当局におかれては、選定の手続きに際しては、透明性を確保するとともに、青少年教育施設と都市公園とでは、整備手法の視点が異なることから、進捗に応じて県議会に対して丁寧な説明をいただきますよう要望します。

11月定例月会議

「土木費の翌年度繰越しについて」

(11/17 分科会委員長報告)

予算の繰越しについては、やむを得ない場合を除き、年度内に事業が完了するよう、計画的、効率的な執行に努められたいとの監査の意見が示されています。

令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で求められている「施工時期の平準化」による「働き方改革」を実現するためには、予算の繰越しが必要な場合があると理解しています。

担い手不足という課題を抱える建設産業にとって、「施工時期の平準化」による「働き方改革」がもたらす効果は極めて大きいと考えられます。

そこで、「施工時期の平準化」による「働き方改革」のため、今後も適正な予算の執行との調和をはかりながら、予算の繰越しについては「やむを得ない場合」として監査当局に十分な説明を行い、理解を得ていくことを要望します。

2月定例月会議

「防災ヘリコプター運航管理費」関連について

(3/22 分科会委員長報告)

県の防災上の航空拠点となる津市伊勢湾ヘリポートは、給油施設を備えた県内唯一のヘリポートですが、その周辺が南海トラフ地震による津波浸水想定浸水の区域となっているため、災害時に機能しない恐れがあると危惧されており、これまで議会でも常任委員会において指摘をしてきたところです。

県当局におかれましては、災害時にも航空拠点としての機能が確実に果たせるよう、対応策の検討を早期に進めていただくことを要望します。

「指定管理者を更新する施設」のうち、大仏山公園の野球場について

大仏山公園の野球場については、これまでも指摘してまいりましたように、防球ネットが低く、特に硬式野球の試合を行うには、安全性に懸念がある状態が続いています。

県当局におかれては、早急にご対応いただきますよう、強く要望します。

○ 「附帯決議」について

(3/24 常任委員長報告)

議案第 49 号及び議案第 54 号に対する附帯決議は、次のとおりです。

- 一 当局におかれては、指定管理事業者と行政の リスク分担について、また今後指定管理事業者のモニタリングとチェック機能を担う金融機関と締結される具体的な協定内容について、締結前に整理して、十分に議会にご説明いただくこと。

以上、決議したものであります。

なお、16 日に教育警察常任委員会で審査のありました議案第 53 号「特定事業契約について」及び議案第 55 号「三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について」は、鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の運営管理を効率的・一体的に進め、県内外の方々が集い、賑わい、繋がるような施設、空間をめざすもので、先の附帯決議を付した議案と一体であることを申し添えます。